

# しずおか安心すまい協議会規約

## （名称）

第1条 この会は、しずおか安心すまい協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 協議会は、人と環境にやさしい安全で快適なまちづくりの推進に努めるとともに、住宅瑕疵担保履行法への確実な対応を図ることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## （事業）

第3条 協議会は、上記目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅瑕疵担保履行法の啓発・啓蒙に関すること
- (2) 住宅保証機構株式会社・まもりすまい保険 団体制度の普及・推進に関すること
- (3) 住宅関連技術の調査、研究ならびに会員の技術力向上に関すること
- (4) 関係各機関との連絡調整
- (5) その他、この目的を達成するために必要な事業

## （事務局）

第4条 協議会の事業を執行するために、静岡県静岡市駿河区南町14-1 一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター内に、協議会の事務局を置く。

## （会員）

第5条 協議会の会員は、静岡県又は愛知県内に事業所を有する、若しくは静岡県又は愛知県内で事業を行う住宅関連事業者等で構成する。

- 2 会員は協議会が定める「品質管理基準」を遵守した住宅の供給に努め、住宅の品質確保・向上を図らなければならない。

## （役員）

第6条 協議会に、会長1名を置く。

- 2 会長は、一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター理事長とする。

## （入退会）

第7条 協議会の会員となろうとするものは、別紙「入会申込書」により協議会へ申込を行うものとする。

- 2 協議会は、前項の入会申込書を受理した場合、会員登録証を発行する。
- 3 会員は、入会申込を行なった内容に変更が生じた場合、遅滞なく協議会に届出を行う。
- 4 会員は、退会をしようとする場合、その旨を書面をもって協議会に申し出なければならない。

(定例会の開催)

第 8 条 協議会は、毎年 1 回定例会を開催する。

2 定例会は、会長が招集する。

3 定例会では、事業報告、事業計画及びその他会長が必要と認める事項について報告を行う。

(事業年度)

第 9 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(個人情報の取り扱い)

第 10 条 協議会の役員及び職員は、一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンターが定める個人情報保護規定を準用する。

(その他)

第 11 条 協議会は、運営に関し必要な事項を別に定めることができる。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 5 条の変更

この規約は、平成 28 年 10 月 01 日から施行する。

第 4 条、第 6 条、第 10 条の変更

この規約は、令和 02 年 04 月 01 日から施行する。